

2007年9月11日

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

「全国学力・学習状況調査」の調査結果の取り扱いに関する要求書

文部科学省は、8月23日付で「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについて」とする通知を各都道府県・政令市教育委員会に発出しました。この文書によれば、今年4月25日に実施された全国学力・学習状況調査(以下=全国一斉学力テスト)について「今後、文部科学省から各教育委員会に対して、調査結果を提供することになるが、「その取扱いについては・・・実施要領に基づいて適切に行われる必要がある」とされています。

全国一斉学力テストの実施については、1960年代に実施された際の諸問題の再燃が危惧されるとともに、現代の新たな競争教育を助長するものとの多くの批判が出されました。またその調査の内容や方法が、子どもたちや家庭の個人情報保護で重要な問題を生じさせ、埼玉県内のみならず全国各地で憂慮される事態となりました。さらに加えて、その採点が外部委託会社によって請け負われ、採点基準の不統一など多くの問題を生じさせたと報道されています。

一方、東京都足立区で実施された独自の学力テストにおいて、数々の不正やおよそ教育とはかけ離れた競争主義に苛まれた弊害が今年6月に明るみにされました。この中で、学力テスト実施の是非が国民的な関心事となるとともに社会問題化しました。足立区の事態との比較においては濃淡や強弱があるものの、同様の質をもった対応が県内においても全国の各地においても少なからず行われているとの声もあがっています。

私たちは、全国一斉学力テストは予算化せず実施しないことを求めるものですが、すでに実施されたテストの結果が提供される時点となっている中で、下記のように対応するよう強く要求するものです。

記

1. 全国一斉学力テストの結果については、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと。
2. 市町村教育委員会にあっても、個々の学校名を明らかにした公表は行わないよう指導すること。また、各学校においてもその結果を公表しないよう市町村教育委員会を通じて学校長を指導すること。
3. 情報公開にあたっては、市町村教育委員会毎、学校毎の結果は不開示とするよう対応すること。また、各市町村教育委員会に対しても同様の対応を行うよう指導すること。
4. 全国一斉学力テストの結果の扱いについては各学校に委ねられるべきであることから、特別または一律な対応を求めることのないようにすること。
5. 多くの問題を生じさせている全国一斉学力テストについては次年度は実施しないこと。